

第47期 報告書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(書面交付請求に伴う交付書面)

「第47期定時株主総会招集ご通知」と本紙をあわせ、法令および当社定款の規定に基づく書面交付請求に伴う交付書面としております。

目次

P1 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項
(財産および損益の状況の推移、企業結合の状況、主要な事業内容、主要な事業所、従業員の状況、主要な借入先)
2. 会社の株式に関する事項
3. 会社役員に関する事項
4. 会計監査人に関する事項
5. 会社の体制および方針

P26 連結計算書類

P29 計算書類

P32 監査報告書

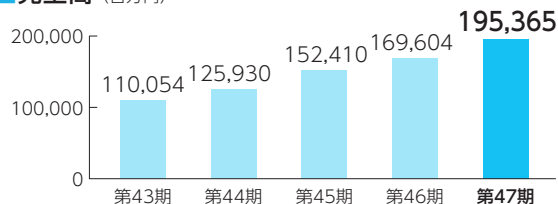
(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

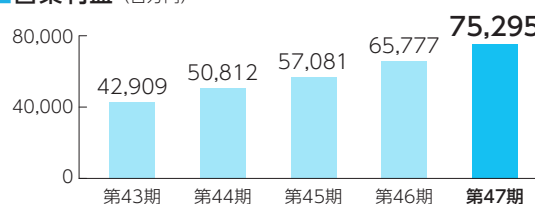
区 分 \ 期 別	第 43 期 (2022年3月期)	第 44 期 (2023年3月期)	第 45 期 (2024年3月期)	第 46 期 (2025年3月期)	第 47 期 (当連結会計年度 (2026年3月期))
売 上 高(百万円)	110,054	125,930	152,410	169,604	195,365
営 業 利 益(百万円)	42,909	50,812	57,081	65,777	75,295
経 常 利 益(百万円)	44,330	51,369	59,422	65,635	74,134
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	32,553	36,737	43,374	48,453	54,587
1株当たり当期純利益(円)	76.24	87.36	103.71	115.85	130.50
総 資 産(百万円)	187,365	217,365	243,476	312,982	339,307
純 資 産(百万円)	146,475	161,129	195,081	226,303	267,716
1株当たり純資産(円)	343.04	385.27	466.44	540.68	639.03
ROE[自己資本利益率](%)	24.4	23.9	24.4	23.0	22.1
DOE[純資産配当率](%)	7.3	8.7	8.2	7.9	7.6

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。また、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
2. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、第43期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第43期の期首から適用しており、第43期以降に係る数値等については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

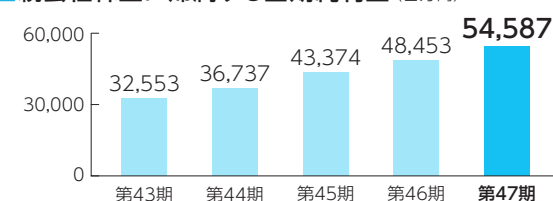
■ 売上高 (百万円)



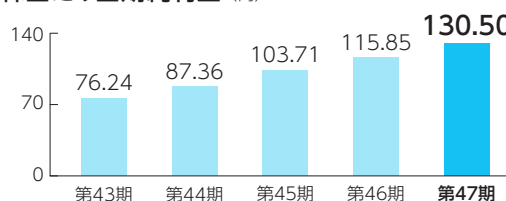
■ 営業利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (円)

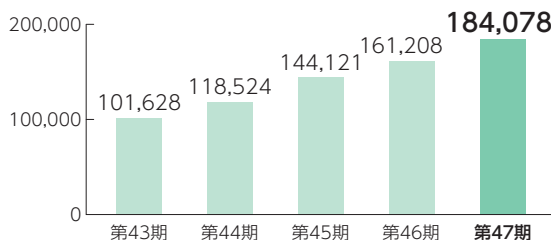


② 当社の財産および損益の状況

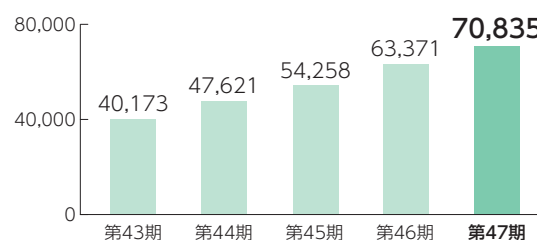
区 分 \ 期 別	第 43 期 (2022年3月期)	第 44 期 (2023年3月期)	第 45 期 (2024年3月期)	第 46 期 (2025年3月期)	第 47 期 (当事業年度) (2026年3月期)
売 上 高(百万円)	101,628	118,524	144,121	161,208	184,078
営 業 利 益(百万円)	40,173	47,621	54,258	63,371	70,835
経 常 利 益(百万円)	40,864	47,305	55,211	61,640	68,462
当 期 純 利 益(百万円)	29,289	33,244	40,759	45,565	51,087
1 株 当 た り 当 期 純 利 益(円)	68.59	79.06	97.46	108.94	122.13
総 資 産(百万円)	193,854	220,144	245,805	311,480	334,717
純 資 産(百万円)	132,675	141,398	167,776	196,711	230,200
1 株 当 た り 純 資 産(円)	310.72	338.09	401.15	469.93	549.38

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。また、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
2. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、第43期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

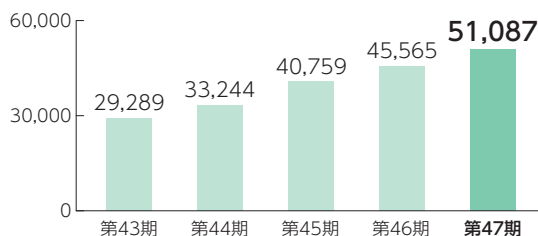
■ 売上高 (百万円)



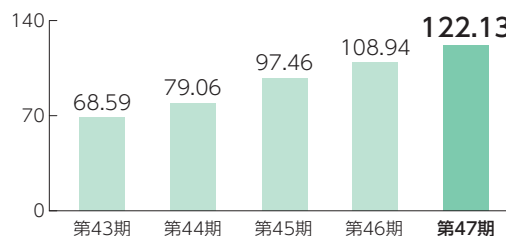
■ 営業利益 (百万円)



■ 当期純利益 (百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (円)



(6) 企業結合の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ケーツー	3百万円	100.0%	家庭用ゲームソフトの開発
株式会社エンターライズ	101百万円	100.0%	遊技機の製造および販売
株式会社カプコン管財サービス	30百万円	100.0%	建物の保守管理等の受託業務
株式会社アデリオン	101百万円	100.0% (100.0%)	遊技機の製造および販売
株式会社ソードケインズスタジオ	8百万円	100.0%	ゲーム関連開発での 3DCG・2DCG制作業務
株式会社レオスター	101百万円	100.0% (100.0%)	遊技機の製造および販売
カプコンU.S.A.,INC.	159,949千米ドル	100.0%	家庭用ゲームソフトの販売
カプコンアジアCO.,LTD.	21,500千香港ドル	100.0% (100.0%)	家庭用ゲームソフトの販売
CE・ヨーロッパLTD.	1,000千英ポンド	100.0%	家庭用ゲームソフトの販売
カプコン・エンタテインメント・ドイツGmbH	25千ユーロ	100.0% (100.0%)	家庭用ゲームソフトの販売
カプコン・エンタテインメント・フランスSAS	37千ユーロ	100.0% (100.0%)	家庭用ゲームソフトの販売
カプコン台湾CO.,LTD.	80百万台湾ドル	100.0%	家庭用ゲームソフトの販売
カプコンシンガポールPTE.LTD.	29,870千シンガポールドル	100.0%	家庭用ゲームソフトの販売
カプコンピクチャーズ,INC.	1,000千米ドル	100.0%	映像作品の企画および制作管理
ミニマムスタジオCO.,LTD.	888,888台湾ドル	66.7%	ゲーム開発関連での アニメーション制作業務

- (注) 1. 当社の出資比率欄の()内の数字は、間接所有割合を内数で示しております。
 2. 株式会社アデリオンおよび株式会社レオスターは、株式会社エンターライズが株式を100.0%所有しております。
 3. カプコンアジアCO.,LTD.は、カプコンシンガポールPTE.LTD.が株式を100.0%所有しております。
 4. カプコン・エンタテインメント・ドイツGmbHおよびカプコン・エンタテインメント・フランスSASは、CE・ヨーロッパLTD.が株式を100.0%所有しております。
 5. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

② 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社15社であり、持分法適用会社は1社であります。

当連結会計年度の売上高は1,953億65百万円（前期比15.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は545億87百万円（前期比12.7%増）となっております。

(7) 主要な事業内容

家庭用ゲームソフト、モバイルコンテンツおよびアミューズメント機器等の企画、開発、製造、販売、配信ならびにアミューズメント施設の運営を主要な事業内容としております。

(8) 主要な事業所

① 当 社

事業所名	所在地
本 社	大阪市中央区内平野町三丁目1番3号
研 究 開 発 ビ ル	大阪市中央区内平野町三丁目2番8号
研 究 開 発 第 2 ビ ル	大阪市中央区内平野町三丁目1番10号
東 京 支 店	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
上 野 事 業 所	三重県伊賀市治田3902番地

② 子会社

会 社 名	所 在 地
株式会社ケーター	大阪市
株式会社エンターライズ	東京都台東区
株式会社カプコン管財サービス	大阪市
株式会社アデリオン	東京都台東区
株式会社ソードケインズスタジオ	東京都千代田区
株式会社レオスター	東京都台東区
カプコンU.S.A.,INC.	米 国
カプコンアジアCO.,LTD.	香 港
CE・ヨーロッパLTD.	英 国
カプコン・エンタテイメント・ドイツGmbH	ドイツ
カプコン・エンタテイメント・フランスSAS	フランス
カプコン台湾CO.,LTD.	台 湾
カプコンシンガポールPTE.LTD.	シンガポール
カプコンピクチャーズ,INC.	米 国
ミニナムスタジオCO.,LTD.	台 湾

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,976名	210名増

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員数には、契約社員、嘱託、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,593名	214名増	38.1才	11.2年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員数のうち、女性管理職は35名(管理職に占める割合は11.8%)であり、管理職に加え、専門的な知識や能力を発揮し開発現場等で中心的な役割を担う人材も含めた、当社中核人材における女性の割合は15.7%であります。
3. 従業員数には、契約社員、嘱託、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先

金融機関からの借入金はありません。

なお、当社は、取引金融機関との当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、以下のとおりであります。

契約の総額	6,700百万円
借入実行残高	一百万円
差引未実行残高	6,700百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,200,000,000株
(2) 発行済株式の総数 533,011,246株
(3) 株主数 52,226名
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	56,696	13.30
株式会社クロスロード	43,734	10.26
ジェーピー モルガン チェース バンク 380752	35,188	8.26
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン スペシャル アカウント ナンバー ワン	31,511	7.39
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	20,473	4.80
辻本美之	15,927	3.74
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	10,148	2.38
辻本春弘	10,052	2.36
辻本良三	9,937	2.33
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	8,369	1.96

(注) 持株比率については、自己株式数(106,789千株)を控除して算出しております。なお、自己株式には株式付与ESOP信託導入に伴い設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76744口)の所有する当社株式は含まれておりません。

(5) 当社が保有する株式に関する事項

当社は、政策保有株式について慣例的な相互保有や人的関係の情実等を排除しており、保有に当たっては、将来の取引関係や持続的な企業価値の向上に資するか否かなど、中長期的な観点から得失等を総合的に勘案しています。

なお、当社は、2024年3月期において保有していた政策保有株式の全売却を完了したため、2026年3月期末時点における当該株式の保有はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	辻 本 憲 三	最高経営責任者 (CEO) ケンゾーエステイトワイナリージャパン株式会社代表取締役
代表取締役社長 社長執行役員	辻 本 春 弘	最高執行責任者 (COO) 兼 OP事業、PS事業管掌 一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会会長
代表取締役役員 副社長執行役員	宮 崎 智 史	最高人事責任者 (CHO)、最高財務責任者 (CFO) 兼 コーポレート経営管掌
取 締 役 専務執行役員	石 田 義 則	グローバル事業管掌
取 締 役 専務執行役員	辻 本 良 三	最高製品責任者 (CPO) 兼 開発部門管掌
取 締 役 専務執行役員	笹 原 芳 信	コーポレート経営副管掌
取 締 役	水 越 豊	アサガミ株式会社社外取締役
取 締 役	武 藤 敏 郎	株式会社大和総研名誉理事
取 締 役	廣 瀬 由 美	廣瀬由美税理士事務所所長、 トレックス・セミコンダクター株式会社社外取締役 (監査等委員)、 株式会社新日本科学社外取締役
取 締 役	幸 田 真 音	作家、 三菱自動車工業株式会社社外取締役
取 締 役	メットキャフ康子	
取 締 役 (常勤監査等委員)	平 尾 一 氏	
取 締 役 (常勤監査等委員)	上 良 睦 彦	
取 締 役 (監査等委員)	小 谷 涉	

- (注) 1. 当社の取締役は2026年3月31日現在、取締役14名のうち11名が男性、3名が女性で構成されております。
2. 取締役 野村謙吉、江川陽一および村中 徹の各氏は、2025年6月20日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
3. 取締役 笹原芳信およびメットキャフ康子の両氏は、2025年6月20日開催の第46期定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
4. 取締役 水越 豊、武藤敏郎、廣瀬由美、幸田真音およびメットキャフ康子ならびに監査等委員である取締役 上良睦彦および小谷 渉の各氏は、社外取締役であります。
5. 監査等委員会の監査の実効性を高めるため、平尾一氏および上良睦彦の両氏を常勤監査等委員として選定し、社内の情報収集、情報共有および内部監査部への指示、報告を受けることにより効率的な監査、監督を行っております。
6. 取締役 水越 豊、武藤敏郎、廣瀬由美、幸田真音およびメットキャフ康子ならびに監査等委員である取締役 上良睦彦および小谷 渉の各氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 監査等委員である取締役 平尾一氏は、監査役および監査等委員である取締役として培った専門知識や経験により、また、監査等委員である取締役 上良睦彦氏は、税務行政における専門知識と豊富な経験により、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当事業年度中に以下の取締役の担当の異動がありました。

氏 名	新	旧	異 動 年 月 日
辻 本 春 弘	最高執行責任者 (COO) 兼 OP事業、PS事業管掌	最高執行責任者 (COO) 兼 OP事業管掌	2025年4月1日
宮 崎 智 史	最高人事責任者 (CHO)、最高財務責任者 (CFO) 兼 コーポレート経営管掌	最高人事責任者 (CHO) 兼 コーポレート経営管掌	2025年4月1日
辻 本 良 三	最高製品責任者 (CPO) 兼 開発部門管掌	開発部門副管掌	2025年4月1日

9. 当事業年度後に以下の取締役の担当の異動がありました。

氏 名	新	旧	異 動 年 月 日
辻 本 春 弘	最高執行責任者 (COO) 兼 エンターテインメントエクスベリエンス事業、PS事業管掌	最高執行責任者 (COO) 兼 OP事業、PS事業管掌	2026年4月1日

10. 社外取締役 水越 豊氏の兼職先でありますアサガミ株式会社と当社の間には、特別の関係はありません。
11. 社外取締役 武藤敏郎氏の兼職先であります株式会社大和総研と当社の間には、特別の関係はありません。
12. 社外取締役 廣瀬由美氏の兼職先であります廣瀬由美税理士事務所、トレックス・セミコンダクター株式会社および株式会社新日本科学と当社の間には、特別の関係はありません。
13. 社外取締役 幸田真音氏の兼職先であります作家および三菱自動車工業株式会社と当社の間には、特別の関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役（5名）および監査等委員である取締役全員（3名）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は前記3. (1)「取締役の氏名等」に記載の各取締役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、各取締役が自己もしくは第三者の不正な利益を図るまたは当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には補償を受けた費用等を返還させることなどを条件としております。

なお、2025年6月20日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役 野村謙吉、江川陽一および村中 徹の各氏とも、同様の補償契約を締結しておりました。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求に係る争訟費用および損害賠償金等を填補することとしております。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社および子会社の取締役、監査役および執行役員等であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という）は、取締役会が社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）に諮問のうえ、同委員会の審議・答申を踏まえ、以下のとおり決定しております。

イ. 決定方針の内容の概要

(ア) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の決定方針

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、客観性と透明性を確保するため、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で取締役会が指名・報酬委員会に諮問し、同委員会は以下の方針をもとに審議・答申し、取締役会で決定します。

㉞ 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という）の報酬等は、役位、職責等に応じた堅実な職務遂行を促すための基本報酬（固定報酬）に加え、業績連動性を高め、中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した報酬制度および報酬構成とし、業績連動報酬（変動報酬）は、短期インセンティブとしての金銭賞与および中長期インセンティブとしての評価対象期間を3年とする株式報酬で構成します。

㉟ 社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督するという役割に鑑みて、業績との連動は行わず、基本報酬（固定報酬）のみとします。

(イ) 監査等委員である取締役の報酬等の決定方針

監査等委員である取締役の個人別の報酬等は、独立性の確保から業績との連動は行わず基本報酬（固定報酬）のみとし、常勤および非常勤等を勘案のうえ、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で各監査等委員である取締役の協議により決定します。

当該決定方針に基づく報酬制度の内容の概要については、次のとおりであります。

ウ. 報酬制度の内容

当社の対象取締役の報酬体系は、「基本報酬（固定報酬）」および「業績連動報酬（変動報酬）」で構成し、業績連動報酬（変動報酬）は、短期インセンティブ報酬としての単年度の「金銭賞与」と、中長期インセンティブ報酬としての「業績連動型株式報酬」により構成します。

報酬の種類ごとの概要は以下のとおりであります。

対象取締役の報酬体系

報酬の種類			概要
固定報酬	金銭	基本報酬	・ 役位、職責等に基づく定額の固定報酬を月ごとに按分して支給
業績連動報酬 (変動報酬)	短期 金銭	金銭賞与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社グループの経営目標である「每期10%連結営業利益増益」の着実な達成による会社業績向上に対する意識を高めるための短期インセンティブ ・ 連結営業利益等の前年度に対する増減率を対象取締役の金銭報酬（基本報酬および金銭賞与）総額の増減率と連動させた額から基本報酬額を減じた額を支給 ・ 原則として、毎年一定の時期に支給
	中長期 株式	業績連動型 株式報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社業績と企業価値の持続的な向上、株主との利益意識の共有を図るための中長期インセンティブ ・ 評価対象期間（3年）における (i) 親会社株主に帰属する当期純利益の成長目標達成度および (ii) 当社株式成長率 [当社株主総利回り (TSR) ÷ 東証株価指数 (TOPIX) 成長率] を評価指標とする ・ 評価対象期間（3年）経過後、上記評価指標の達成度に応じて、取締役その他当社取締役会で定める地位を退任するまでの譲渡制限期間を設けた当社普通株式を割り当てる

(注) TSR：Total Shareholder Return（株主総利回り）の略。キャピタルゲインと配当をあわせた、株主にとっての総合投資利回り。以下、「TSR」という。

(ア) 金銭賞与

・金銭賞与の算定方法

金銭賞与は、当社グループの業績の成長度等に応じた業績評価指標として、連結営業利益を指標としております。

具体的には、毎年4月1日から翌年3月31日までの1事業年度（以下、「評価期間」という）における連結営業利益等の前年度に対する増減率を対象取締役の金銭報酬総額の増減率と連動させた、下記の算定式で算定される額の金銭を報酬として支給します。

【算定式】

$$\text{金銭賞与総額} = \text{前年度の金銭報酬総額} \times \left(1 + \frac{\text{評価期間の連結営業利益の前年度に対する増減率}}{\text{前年度に対する増減率}} \right) \times \frac{\text{基本報酬総額の前年度比}}{\text{前年度比}} - \text{評価期間の基本報酬総額}$$

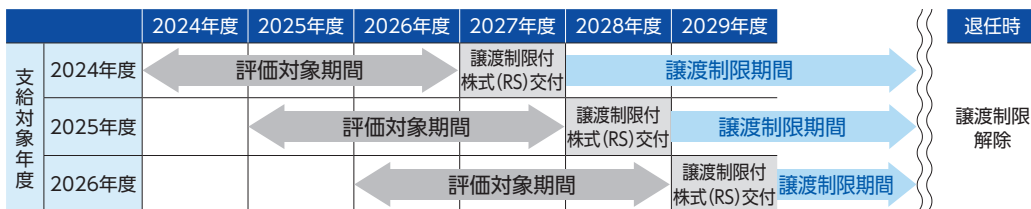
なお、対象取締役の個人別の金銭賞与支給額は、上記算定式により求めた金銭賞与総額を事業年度ごとに予め当社取締役会で定めた対象取締役の役位、職責等に応じた比率において配分した額とします。

当連結会計年度を含む連結営業利益の推移は、1頁の1. (5) 「財産および損益の状況の推移」の①「企業集団の財産および損益の状況」に記載のとおりであります。

(イ) 業績連動型株式報酬

業績連動型株式報酬（変動報酬）は、対象取締役に対し、毎年4月1日から3年後の3月31日までの連続する3事業年度（以下、「評価対象期間」という）中の目標の達成度等に応じて、以下①のとおり算定される数の当社の普通株式を対象期間終了後に交付します。

その概要は、下図のとおりであります。



(注) 当初の支給対象年度は2024年度であり、評価対象期間は2024年4月1日から2027年3月31日までの3事業年度、2025年度を支給対象年度とする業績連動型株式報酬の評価対象期間は2025年4月1日から2028年3月31日までの3事業年度であります。以降も、それぞれ当該事業年度を支給対象年度とし、そこから連続する3事業年度を新たな評価対象期間とする業績連動型株式報酬制度の付与を予定しています。

⑦ 譲渡制限付株式割当契約の内容

業績連動型株式報酬としての当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役（当社の取締役会決議の日において当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にある対象取締役に限る）との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ・対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という）について、本割当株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとする（以下、「譲渡制限」という）。
- ・対象取締役による法令、社内規則または当該割当契約の違反その他の理由により、当社が本割当株式を無償取得することが相当であると当社取締役会で定める事由に該当した場合、当社は本割当株式を無償で取得する。

なお、評価対象期間において、対象取締役が死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社取締役会の定める地位を退任した場合、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社取締役会）で承認された場合、その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合には、必要に応じて、当社取締役会において合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数および額の株式および金銭を交付し、または、当該交付に替えて、当該株式等に相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものとします。

① 業績連動型株式報酬の算定方法

業績連動型株式報酬として、各対象取締役に交付する譲渡制限を付した当社の普通株式（以下、「譲渡制限付株式（RS）」という）の数は、下記の算定式に従って算定します。

・ 譲渡制限付株式（RS）の交付数の算定方法

【算定式】

$$\text{各対象取締役に交付する譲渡制限付株式(RS)数} = \text{基準株式数 (①)} \times \text{業績等成長目標達成度 (②)}$$

① 「基準株式数」は、以下の算定式により算定される数とします。

$$\text{基準株式数 (①)} = \text{基準額 (a)} \times \text{対象取締役の役位、職責等に
応じた係数 (b)} \div \text{基準株価 (c)}$$

- (a) 「基準額」は、評価対象期間開始年度の対象取締役の基本報酬総額の50%とします。
- (b) 「対象取締役の役位、職責等に応じた係数」は、対象取締役の役位、職責等に応じて当社取締役会において決定します。
- (c) 「基準株価」は、評価対象期間開始の前月の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の平均値とします。

② 「業績等成長目標達成度」は、評価対象期間の (i) 親会社株主に帰属する当期純利益の成長目標達成度および (ii) 「当社 TSR」を「東証株価指数（TOPIX）の成長率」と相対比較した当社株式成長率の結果に応じて算出され、0%から150%までの範囲で変動する評価係数とします。

$$\text{評価係数} = \text{(i)親会社株主に帰属する
当期純利益評価係数} \times \text{ウェイト
50\%} + \text{(ii)TSR評価係数} \times \text{ウェイト
50\%}$$

評価指標	評価割合(ウェイト)	評価係数変動幅	評価方法
(i)親会社株主に帰属する当期純利益	50%	0%～150%	評価対象期間中に毎期10%の成長を達成した場合の累計額と比較し、達成度が41%以上となった場合、50%から150%の範囲で評価係数とする。
(ii)TSR (TOPIX比較)	50%	0%～150%	評価対象期間における当社TSRを同期間のTOPIX成長率と比較し、成長率が50%以上となった場合、50%から150%の範囲で評価係数とする。
合計	100%	0%～150%	—

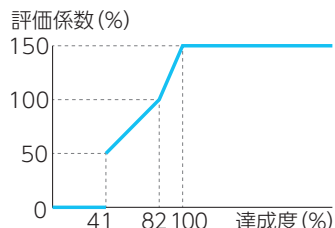
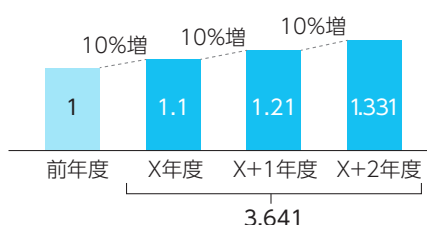
(i) 親会社株主に帰属する当期純利益

親会社株主に帰属する当期純利益評価係数は以下の算定式で算定し、以下のとおり評価したものを評価係数とします。算定された値が41%を下回る場合、評価係数はゼロとします。

【算定式】

$$\text{達成度 (\%)} = \frac{\text{評価対象期間の親会社株主に帰属する当期純利益額累計額}}{\text{評価対象期間前年度の親会社株主に帰属する当期純利益額} \times 3.641}$$

親会社株主に帰属する当期純利益 成長目標



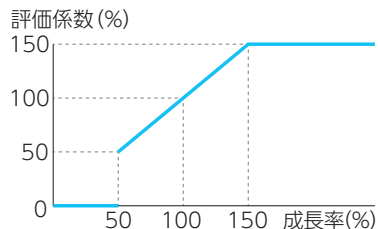
(ii) TSR (TOPIX比較)

TSR評価係数は以下の算定式で算定し、以下のとおり評価したものを評価係数とします。算定された値が50%を下回る場合、評価係数はゼロとします。

【算定式】

$$\text{成長率 (\%)} = \frac{\text{評価対象期間中の当社TSR}}{\text{評価対象期間中のTOPIX成長率}} = \frac{(b+c) \div a}{e \div d}$$

- a : 評価対象期間開始の前月の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値
- b : 評価対象期間の最終月の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値
- c : 評価対象期間中の剰余金の配当に係る1株当たり配当額累計
- d : 評価対象期間開始の前月のTOPIXの単純平均値
- e : 評価対象期間の最終月のTOPIXの単純平均値



(ウ) 業績連動報酬を受ける権利の喪失およびクローバック

対象取締役は、当社取締役会における一定の非違行為、当社取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、金銭賞与および業績連動型株式報酬を受ける権利を喪失することとします。

また、対象取締役は、指名・報酬委員会での審議・答申の結果を踏まえて取締役会で定めるところにより、重大な不正行為、不正行為を理由とする決算修正または重大な会計上の誤りによる決算修正が発生した場合、当該事業年度およびその前の3事業年度において受け取った金銭賞与および業績連動型株式報酬の全部または一部を返還するものとします。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、2024年6月20日開催の第45期定時株主総会において、基本報酬および金銭賞与ならびに業績連動型株式報酬に区分して、以下のとおり決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与（金銭賞与含む）は含まない）。同定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は12名（うち社外取締役は5名）であります。

ア. 基本報酬

年額9億円以内（うち社外取締役は1億円以内）

イ. 金銭賞与（社外取締役は対象外）

年額8億円以内

ウ. 業績連動型株式報酬（社外取締役は対象外）

対象取締役への譲渡制限付株式（RS）の交付または交付のために支給される金銭報酬債権の総額は年額8億円以内、対象取締役が発行または処分を受ける当社の普通株式の上限は年200万株以内であります。ただし、算定された金銭報酬債権の総額または株式数が上限に達した場合には、上限における金銭報酬債権の総額または株式数を、各対象取締役の金銭報酬債権の金額または各対象取締役に交付される株式数の比率に応じて配分するものとします。なお、最終的に交付される株式数の上限数は、当社の発行済株式総数が株式併合または株式分割（株式無償割当てを含む）によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて調整されるものとします。

また、監査等委員である取締役の報酬額は、2016年6月17日開催の第37期定時株主総会において年額1億円以内（うち監査等委員である社外取締役の報酬額は年額5,000万円以内）と決議いただいております。同定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名（うち監査等委員である社外取締役は3名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、客観性と透明性を確保するため、取締役会が株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で指名・報酬委員会に諮問し、同委員会が決定方針との整合性を含め多角的な検討を行い審議したうえで、取締役会が同委員会の答申を尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査等委員である取締役の個人別の報酬等については、各監査等委員である取締役の協議により決定しております。

④ 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	金銭賞与	業績連動型 株式報酬	
取締役(監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	1,743 (61)	734 (61)	598 (—)	410 (—)	14 (6)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	60 (36)	60 (36)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外取締役)	1,804 (98)	794 (98)	598 (—)	410 (—)	17 (8)

(注) 1. 上記には、2025年6月20日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した、取締役(監査等委員である取締役を除く)3名分(うち社外取締役1名分)を含んでおります。

2. 金銭賞与

(1) 金銭賞与は、支給予定の額であります。

(2) 金銭賞与の指標の内容および選定理由ならびに報酬等の算定方法は、前記3.(5)「取締役の報酬等」の①ウ。「報酬制度の内容」に記載のとおりであります。なお、評価期間中(ただし、評価期間終了日を除く)に対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定めるいずれの地位からも退任した場合には、当該評価期間に係る金銭賞与は支給しないものとしております。

3. 業績連動型株式報酬

(1) 業績連動型株式報酬は、当事業年度における評価対象期間を3年とする業績連動型株式報酬制度に係る費用計上額および当事業年度中の退任取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く)2名に対する同制度に係る支給額(ただし、支給額は前年度までに引当金として費用計上した額を除いた額)の合計額を記載しております。

- (2) 業績連動型株式報酬の指標の内容および選定理由ならびに報酬等の算定方法は、前記3. (5)「取締役の報酬等」の①ウ.「報酬制度の内容」に記載のとおりであります。評価対象期間を3年とする業績連動型株式報酬に係る譲渡制限付株式 (RS) の交付数は、評価対象期間開始年度の対象取締役の役位、職責等に応じて設定する基準株式数に対し、評価対象期間である3事業年度終了後に、業績等成長目標達成度を乗じて決定します。業績等成長目標達成度は、前記3. (5)「取締役の報酬等」の①ウ.「報酬制度の内容」(イ)「業績連動型株式報酬」①「業績連動型株式報酬の算定方法」に定める(i)親会社株主に帰属する当期純利益評価係数と(ii)TSR評価係数にそれぞれ50%を乗じて合算した係数であります。評価対象期間を3年とする業績連動型株式報酬に係る譲渡制限付株式 (RS) は、2027年3月末に終了する事業年度以降に交付されるため、当事業年度において交付実績はありません。当事業年度に係る費用計上額は、2024年4月1日から2027年3月31日までを評価対象期間とする業績連動型株式報酬および2025年4月1日から2028年3月31日までを評価対象期間とする業績連動型株式報酬について、それぞれ各指標の達成度について一定の推計ないし想定を行い、業績等成長目標達成度を1.25として計算した額を評価対象期間である3年で除した額を合算した額であります。

(6) 社外取締役に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席会議および出席状況	発言状況および期待される役割に 関して行った職務の概要
社外取締役	水越 豊	取締役会 9/9回 指名・報酬委員会 4/4回 コンプライアンス委員会 3/3回	取締役会では、主に長年、経営コンサルタントとして培った経験や知見から議案の審議において適宜必要な発言を行いました。 また、指名・報酬委員会では、同委員長として議事運営を行い、主に取締役会構成や経営層の報酬体系について議論を行いました。加えて、コンプライアンス委員会の委員として、コンプライアンス推進に向けた体制整備や取組みへの議論について助言・提言を行いました。
社外取締役	武藤 敏郎	取締役会 9/9回 コンプライアンス委員会 3/3回	取締役会では、主に財政・金融その他経済全般に係る高い見識に基づき、議案の審議において適宜必要な発言を行いました。 また、コンプライアンス委員会の委員として、コンプライアンス推進に向けた体制整備や取組みへの議論について助言・提言を行いました。
社外取締役	廣瀬 由美	取締役会 8/9回 コンプライアンス委員会 2/3回	取締役会では、主に税理士や長年の税務行政において培ってきた専門知識および経験ならびに健康経営に関する見識に基づき、議案の審議において適宜必要な発言を行いました。 また、コンプライアンス委員会の委員として、コンプライアンス推進に向けた体制整備や取組みへの議論について助言・提言を行いました。
社外取締役	幸田 真音	取締役会 9/9回 指名・報酬委員会 4/4回 コンプライアンス委員会 3/3回	取締役会では、主に国際金融に関する高い識見や上場会社における豊富な社外役員経験に基づき、議案の審議において適宜必要な発言を行いました。 また、指名・報酬委員会およびコンプライアンス委員会の委員として、これらの委員会において助言・提言を行いました。

区 分	氏 名	出席会議および出席状況	発言状況および期待される役割に 関して行った職務の概要
社外取締役	メットキャフ康子	取締役会 8/8回 コンプライアンス委員会 2/2回	取締役会では、主に長年、米国監査法人での監査等業務において培ってきた経験ならびに企業経営および企業統治に係る高い見識に基づき、議案の審議において適宜必要な発言を行いました。また、コンプライアンス委員会の委員として、コンプライアンス推進に向けた体制整備や取組みへの議論について助言・提言を行いました。
社外取締役 (常勤監査等委員)	上 良 睦 彦	取締役会 9/9回 監査等委員会 10/10回 指名・報酬委員会 4/4回 コンプライアンス委員会 3/3回	取締役会および監査等委員会では、主に税務行政において培ってきた専門知識および識見に基づき、議案の審議において適宜必要な発言を行いました。また、指名・報酬委員会およびコンプライアンス委員会の委員として、これらの委員会において助言・提言を行いました。
社外取締役 (監査等委員)	小 谷 渉	取締役会 9/9回 監査等委員会 10/10回 指名・報酬委員会 4/4回 コンプライアンス委員会 3/3回	取締役会および監査等委員会では、主に長年、警察行政事務に携わった経験およびリスク管理の識見に基づき、議案の審議において適宜必要な発言を行いました。監査等委員会では、同委員長として議事運営を行うとともに、監査活動について適宜必要な発言を行いました。また、指名・報酬委員会およびコンプライアンス委員会の委員として、これらの委員会において助言・提言を行いました。

- (注) 1. メットキャフ康子氏につきましては、前回定時株主総会で就任後の状況を記載しております。
2. 当社は、2026年1月をもってコンプライアンス委員会を廃止し、新たにリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。なお、リスク・コンプライアンス委員会について、当事業年度において開催はありませんでした。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

64百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

64百万円

(注) 会計監査人の報酬額につきましては、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が0百万円あります。

③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）から会計監査人の報酬等に係る算出資料の入手や聴取を行うとともに、会計監査人から監査計画や職務執行状況の説明を受け、当事業年度の監査時間および報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 当社の会計監査人以外の監査法人等の当社の子会社の計算関係書類の監査の状況

当事業年度において、海外子会社の一部については、当社の会計監査人の同一のネットワークに属しているKPMGの監査を受けております。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務（非監査業務）としてSSBJサステナビリティ開示基準導入支援業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査等委員である取締役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適切な職務の執行が困難と認められる場合、その他必要があると判断したときは、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定するとともに、取締役会は当該決定により当該議案を株主総会に上程いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

① 取締役および従業員の職務の執行が法令等に適合するための体制

当社は、社外取締役の助言、提言や勧告等により取締役会による監督機能を高めるとともに、法令、定款、企業倫理、社会規範の遵守等のコンプライアンス体制の強化を図るため、社外取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンス活動について監視・監督し、取締役会に対し勧告・助言を行うことで、コンプライアンス経営の推進を図っております。

また、コンプライアンスに関する行動規範として「株式会社カプコンの行動規準」を制定するとともに、社内教育などにより、役職員へのコンプライアンス意識の啓蒙に努めております。

加えて当社は、代表取締役を議長とするリスク・コンプライアンス会議を設置し、当社グループにおけるコンプライアンス体制の取組みを横断的に統括する体制とし、その活動状況等について、リスク・コンプライアンス委員会に定期的に報告するなど、コンプライアンス体制の充実を図っております。このほか、内部通報制度として、社内に加え社外の法律事務所に相談窓口を設置しております。

当社は、内部監査部を監査等委員会直轄組織としており、業務執行部門から独立した内部監査を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録など取締役の職務遂行に係る文書や情報の管理については、「文書管理規程」等によって適切に保存および管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、危機の未然防止を図るため、「リスク管理規程」を制定し、代表取締役を議長とするリスク・コンプライアンス会議を設置しております。リスク・コンプライアンス会議は、当社グループにおけるリスク管理体制の明確化および充実に取り組んでおります。また、その活動状況等について、取締役により構成されるリスク・コンプライアンス委員会に定期的に報告するなど、リスク管理体制の強化に努めております。また、不測の事態が発生した場合においては、「危機管理規程」などに基づき、関連部門等が連携して迅速かつ適正な対応を図ることとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制を導入しており、経営方針を決定する取締役会と業務執行を行う執行役員を明確に分離するとともに、迅速な意思決定により円滑かつ機動的な事業展開を推し進め、経営効率を高めております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社取締役等が出席する子会社取締役会をおおむね毎月1回開催し、「子会社管理規程」などに基づく、親子会社間の緊密な意思疎通や連携により、営業の現況や業績の見通しなど子会社の重要な情報について報告を義務付けております。また、「リスク管理規程」等によりグループ全体のコンプライアンスを含むリスク管理体制の整備を推し進め、コーポレート・ガバナンスが機能するよう業務の適正化を図っております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する体制および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査等委員会は、監査方針に基づき取締役や従業員の業務執行の監査を行い、必要に応じて監査指摘事項の提出や是正勧告、助言を行うなど、内部統制が有効に機能するよう努めております。このため、監査等委員会の職務が円滑かつ適正に遂行できるよう、監査等委員会直轄組織の内部監査部を設置し、専従スタッフが監査等委員である取締役の指示による補助業務を行う体制としております。また、当該従業員の異動については、監査等委員会の同意を得るようにしております。

⑦ 当社グループの役職員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会から職務執行に関して必要な情報を求められた当社グループの役職員は、迅速かつ適切に対応するとともに、所要の事項などについて適宜報告を行っております。

また、当社および当社グループは役職員が監査等委員会へ報告を行った場合において、当該報告を理由として不利益な取扱いは行いません。

⑧ その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役の職務執行に伴う費用について、一定額の予算を設けるとともに、当該費用の前払い等を請求したときは、その金額を負担することにしております。

⑨ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

ア. 上記各体制に加え、重要な会議として取締役会のほか、コーポレート経営会議、人事委員会および執行役員会を開催し、法令で定められた事項や各規程に基づく付議事項の審議、決議および報告を行っております。また、監査等委員会は、監査方針や監査計画などを決定するほか、取締役の職務執行や法令遵守について監査等を行っております。

イ. 当社は重要な業務執行の決定の一部を取締役会から代表取締役委任するほか、社内規程に基づき、権限を委譲することにより、急速に変化する事業環境下において迅速な意思決定が行える体制を構築しております。

ウ. 当社は、取締役14名のうち半数の7名が独立社外取締役であり、各種委員会や意見交換会、当社施設視察などの機会を通じ、積極的な意見交換に努めるなど、取締役会の監督機能強化を図っております。また、社外取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。

- エ. 代表取締役を議長とするリスク・コンプライアンス会議を設置し、内在するリスクの把握や顕在化する蓋然性等を一元的に管理しております。リスク・コンプライアンス会議は、リスクの評価結果および対応方針をリスク・コンプライアンス委員会に報告し、同委員会は報告内容を踏まえ取締役会に勧告・助言を行うなど、法令違反や不正行為等の早期発見および未然防止に努めております。
- オ. 役職員に対するコンプライアンスの理解を深めるため、各種eラーニング等により法令遵守の周知徹底を図っております。加えて、社外講師によるコンプライアンス研修を実施するなど、社内外研修を通じて役職員にコンプライアンス意識の浸透を図っております。
- カ. 情報の保存および管理については、「情報管理総則」等の規程やガイドラインに基づき、個人情報、営業秘密などの各種機密情報を適切に管理しております。
また、当社グループは、情報管理とサイバーセキュリティ対策等の情報セキュリティの確保が不可欠であると考えております。そのため、外部アドバイザー組織であるセキュリティ監督委員会の助言等も踏まえ、継続して情報セキュリティ管理体制の維持および強化を図っております。
- キ. 当社グループ会社については、当社の経営理念、経営方針等を子会社の経営陣に伝達するほか、当社の兼任役員や派遣従業員等から情報を収集するなど、子会社の業務状況について継続的にモニタリングすることにより、グループ全体の内部統制システムが有効に機能するよう取り組んでおります。
- ク. 監査等委員会は、内部監査部から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて指示を出すなど組織的監査により内部統制システムが有効に運用されているか厳正にチェックをしております。
- ケ. 職場環境のさらなる改善や法令等違反行為の早期発見・未然防止のため、当社グループの役職員等からの通報や相談を受け付ける窓口を整備しております。窓口は、社内に加え社外の法律事務所にも設置し、役職員等からの通報や相談を受け付ける体制としております。また、経営陣からの独立性を確保すること、内部通報を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わないこと、相談者を特定させる情報に関する守秘義務などを規定し、運用しております。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、社会秩序や市民社会の安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で対処するとともに、このような団体、個人とは一切関係を持ちません。

当該団体、個人が接触してきた場合は、直ちに組織的な対応を図るとともに、不当、不法な要求には警察や関連団体等とも連携し、断固拒否する方針です。

また、不測の事態に備え、反社会的勢力の関連情報の入手や動向に注意を払うとともに、万一、反社会的勢力とは知らずに、何らかの関係を有した場合は、警察等の関係機関とも連携し、速やかに関係を解消いたします。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要およびその実現に資する取組み

① 当社グループの企業価値の源泉について

当社グループは、家庭用ゲームソフトの開発・販売を中核に、モバイルコンテンツの開発・配信、アミューズメント施設の運営、アミューズメント機器の開発・製造・販売、その他映像・キャラクター・eスポーツビジネスの展開を行っております。

また、当社グループは、経営理念である「ゲームというエンターテインメントを通じて『遊文化』をクリエイトし、人々に感動を与える『感性開発企業』のもと、「最高のコンテンツで世界中の人々を夢中にさせる企業」を目指しております。そのため、企業価値の源泉である人材投資戦略の推進、開発体制の拡充、マーケティングおよび販売体制の強化に加え、コンテンツの充実やブランドの浸透、経営と執行の役割明確化による意思決定の迅速化など、経営全般にわたる体制強化等の推進により、持続的な企業価値の向上に努めております。

② 当社グループの企業価値の向上の取組みについて

当業界は、急速な技術革新や事業領域の多様化等により市場環境が変化するとともに、競争環境は一段と厳しくなっております。

業界の構造的な変化が進む状況下、当社グループが生存競争を勝ち抜いていくためには、経営環境の変化に対応できる体制づくりが、最重要課題と認識しております。

今後もさらなる成長のため、株主の皆様をはじめ、顧客、取引先、従業員および地域社会などのステークホルダーとの信頼関係の構築と共存共栄を基軸とした経営展開を図るとともに、戦略目標を推進、実現することにより、企業価値の向上に努めてまいります。あわせて、経営の透明性、健全性を高めるとともに、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組んでまいります。

③ 不適切な大規模買付行為を防止するための取組み

当社は、当社株式の大規模買付を行おうとする者が出現した場合は、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を法令の許容する範囲内において求めるとともに、当社取締役会の意見等を開示するほか、株主の皆様の検討のための時間の確保に努めるなど、適切な処置を講じることに加え、より一層企業価値および株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。

(注) 本事業報告に記載しております金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、その他の数字は表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	[257,940]	流動負債	[56,257]
現金および預金	148,002	支払手形および買掛金	4,082
売掛金	33,283	電子記録債務	2,409
商品および製品	2,893	リース債務	1,544
仕掛品	1,561	未払法人税等	15,650
映像資産	9,909	賞与引当金	10,517
原材料および貯蔵品	2,236	繰延収益	9,065
ゲームソフト仕掛品	54,628	その他	12,987
その他	5,426	固定負債	[15,334]
貸倒引当金	△1	リース債務	3,553
固定資産	[81,367]	繰延税金負債	72
(有形固定資産)	(45,305)	退職給付に係る負債	4,304
建物および構築物	12,124	株式給付引当金	4,311
機械装置および運搬具	49	株式報酬引当金	138
工具、器具および備品	2,074	その他	2,953
アミューズメント施設機器	4,112	負債合計	71,591
土地	20,066	純資産の部	
リース資産	2,583	株主資本	[254,524]
建設仮勘定	2,622	資本金	33,239
その他	1,672	資本剰余金	30,259
(無形固定資産)	(1,600)	利益剰余金	240,919
(投資その他の資産)	(34,461)	自己株式	△49,893
投資有価証券	15,053	その他の包括利益累計額	[12,788]
繰延税金資産	12,595	為替換算調整勘定	12,481
その他	6,835	退職給付に係る調整累計額	306
貸倒引当金	△23	株式引受権	[388]
資産合計	339,307	非支配株主持分	[14]
		純資産合計	267,716
		負債純資産合計	339,307

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) (単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		195,365
売上原価		85,147
売上総利益		110,217
販売費および一般管理費		34,921
営業利益		75,295
営業外収益		
受取利息	1,547	
為替差益	794	
その他	134	2,476
営業外費用		
支払利息	58	
社会貢献関連費用	3,070	
その他	508	3,637
経常利益		74,134
特別損失		
固定資産除売却損	200	200
税金等調整前当期純利益		73,934
法人税、住民税および事業税	23,149	
法人税等調整額	△3,834	19,314
当期純利益		54,619
非支配株主に帰属する当期純利益		31
親会社株主に帰属する当期純利益		54,587

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	33,239	30,259	204,233	△49,963	217,768
当期変動額					
剰余金の配当			△17,901		△17,901
親会社株主に帰属する 当期純利益			54,587		54,587
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分				71	71
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	36,686	69	36,756
当期末残高	33,239	30,259	240,919	△49,893	254,524

	その他の包括利益累計額			株式引受権	非支配 株主持分	純資産 合計
	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	8,602	△222	8,380	155	－	226,303
当期変動額						
剰余金の配当						△17,901
親会社株主に帰属する 当期純利益						54,587
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						71
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,878	529	4,408	233	14	4,656
当期変動額合計	3,878	529	4,408	233	14	41,412
当期末残高	12,481	306	12,788	388	14	267,716

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	[237,473]	流動負債	[90,566]
現金および預金	123,433	電子記録債務	2,409
売掛金	38,926	買掛金	2,122
商品および製品	2,604	短期借入金	37,962
仕掛品	1,561	リース債務	1,004
映像資産	9,916	未払金	10,049
原材料および貯蔵品	1,872	未払費用	3,989
ゲームソフト仕掛品	55,425	未払法人税等	15,151
関係会社短期貸付金	131	前受金	1,058
未収入金	246	賞与引当金	9,669
その他	3,353	繰延収益	6,835
固定資産	[97,244]	その他	312
(有形固定資産)	(42,600)	固定負債	[13,949]
建物	11,273	リース債務	1,938
構築物	48	退職給付引当金	4,720
機械および装置	0	株式給付引当金	4,311
車両運搬具	42	株式報酬引当金	138
工具、器具および備品	1,894	その他	2,840
アミューズメント施設機器	4,078	負債合計	104,516
土地	20,066		
リース資産	2,583	純資産の部	
建設仮勘定	2,613	株主資本	[229,812]
(無形固定資産)	(1,419)	資本金	33,239
のれん	115	資本剰余金	30,259
ソフトウェア	942	資本準備金	13,114
その他	361	その他資本剰余金	17,144
(投資その他の資産)	(53,224)	利益剰余金	216,207
投資有価証券	15,053	その他利益剰余金	216,207
関係会社株式	18,663	自己株式	△49,893
その他の関係会社有価証券	0	株式引受権	[388]
関係会社長期貸付金	21	純資産合計	230,200
繰延税金資産	12,931		
その他	6,578	負債純資産合計	334,717
貸倒引当金	△23		
資産合計	334,717		

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		184,078
売上原価		79,726
売上総利益		104,351
販売費および一般管理費		33,515
営業利益		70,835
営業外収益		
受取利息	1,422	
受取配当金	284	
為替差益	866	
その他	110	2,684
営業外費用		
支払利息	1,588	
社会貢献関連費用	3,067	
その他	401	5,057
経常利益		68,462
特別損失		
固定資産除売却損	198	198
税引前当期純利益		68,263
法人税、住民税および事業税	21,934	
法人税等調整額	△4,758	17,175
当期純利益		51,087

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株 式 引受権	純資産 合 計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資本剰余金	そ の 他 利益剰余金				
当期首残高	33,239	13,114	17,144	183,020	△49,963	196,555	155	196,711
当期変動額								
剰余金の配当				△17,901		△17,901		△17,901
当期純利益				51,087		51,087		51,087
自己株式の取得					△1	△1		△1
自己株式の処分					71	71		71
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							233	233
当期変動額合計	－	－	－	33,186	69	33,256	233	33,489
当期末残高	33,239	13,114	17,144	216,207	△49,893	229,812	388	230,200

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

株式会社カプコン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒川 智哉

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山中 智弘

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カプコンの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カプコン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するた

めに経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

株式会社カプコン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒川 智哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山中 智弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カプコンの2025年4月1日から2026年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行について、監査いたしました。

その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

(1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役会などの重要な会議等に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等の内容を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針およびその取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

(3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を取締役および会計監査人 有限責任 あずさ監査法人から受けております。

④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、相当であると認めます。

事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

株式会社 カプコン 監査等委員会

常勤監査等委員 平尾 一 氏 ㊟

常勤監査等委員 上 良 睦 彦 ㊟

監 査 等 委 員 小 谷 涉 ㊟

(注) 監査等委員上良睦彦、監査等委員小谷涉は、会社法第2条第15号および第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上



この報告書は、環境に配慮し、
植物油インキを使用しており
ます。



見やすく読みまぢがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。